

平成26年第 1 回定例会

(第 2 日)

平成26年 3 月 7 日

平成26年第1回平川市議会定例会議事日程（第2号） 平成26年3月7日（金）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	欠	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	欠	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	欠	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	欠	12	欠	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（5名）

1番 石田隆芳議員、2番 鳴海伸仁議員、4番 大澤敏彦議員、5番 山田尚人議員、
12番 齋藤剛議員

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 畑 千 春
総 務 部 長	古 川 鉄 美	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	白 戸 照 夫
企 画 財 政 部 長	木 村 雅 彦	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	佐 藤 俊 英	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	狩 野 真
経 済 部 長	奈 良 進	監 査 委 員 事 務 局 長	相 馬 正 治
建 設 部 長	鳴 海 和 正	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
水 道 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	柴 田 正 人
尾 上 総 合 支 所 長	樋 口 正 博	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	花 岡 敏 則	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
教 育 委 員 会 事 務 局 長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 昭

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	原 田 淳	主 査	古 川 聡 子
主 幹 兼 議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。

1番、石田隆芳議員、2番、鳴海伸仁議員、4番、大澤敏彦議員、5番、山田尚人議員、12番、齋藤 剛議員の5名は、本日の会議を欠席しております。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

報道関係者が議場内において撮影することを許可しておりますので御了承願います。

議会広報のため、議場内での写真撮影を許可しておりますので御了承願います。

一般質問の答弁のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農

業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。どちらも質疑応答の時間を、おおむね1時間以内とし、質問の回数制限を設けておりません。

また、議員におかれましては、傍聴者や市民の方にはわかりやすい質問をお願いいたします。また、理事者側においても、同様の答弁をお願いいたします。

次に、発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は挙手の上、議席番号を告げ、特別職を除いた市職員は挙手の上、職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

御手元に配布しています一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は5名であります。

本日は、第1席から第5席までを予定しております。

第1席、19番、古川敏夫議員の一般質問を許します。

古川敏夫議員の一般質問の方法は一括質問方式です。

古川敏夫議員の登壇を許可します。

古川敏夫議員、登壇。

(古川敏夫議員登壇)

皆さん、おはようございます。

○19番

(古川敏夫議員)

今定例会も議員各位の協力を得まして、第1席を承りました19番、古川敏夫でございます。

月日のたつのは早いものであります。あの悪夢のような東日本大震災から、あともう4日で満3年を迎えます。改めまして被災地の1日も早い復興と復旧を心からお祈り申し上げますとともに、死者不明合わせて1万9,000人の御霊が安らかに成仏されますことを心からお祈り申し上げます。

また、市民の皆さんに一言。今回議会が混乱しておりますこと、非常に心配おかけしておりますこと、一議員として深くお詫び申し上げます。皆さんはこの平川市の議会どうなるのかと心配しておると思いますが、何も心配することございません。私たち議員、ここにおります議員は良識と理解がある議員でありますので、長尾市政にはよいことには賛成、応援すると。悪いことは徹底して議論して良い方向に進めていくという気持ちでありますから、市民の皆さん御安心してくださるようお願い申し上げます。

それでは、かねてから通告してありますところの2点について質問いたします。

その前に一言。1月26日、市長選におかれまして初当選されました長尾市長の誕生、心からお祝い、お喜び申し上げます。長尾さんには平川市発

展のためにますます御尽力、御活躍されますことを心からお願い申し上げますとともに、御期待申し上げまして一般質問に入らせていただきます。

それでは第1点、福祉行政について。福祉行政の取り組みについて。

これまで私は福祉の充実を願い、平川市が福祉青森県一になることを望み、選挙公約に掲げてありました、医療、年金、介護などの保険関係について、また、老人福祉、障害者福祉、児童福祉などの福祉関係について、毎回、毎回しつこいほど一般質問させていただきました。連続で今回で50回以上福祉行政について質問しております。

いまでは市当局の協力もありまして、近隣市町村には引けをとらない福祉行政を展開していると思っております。今回、長尾市長は選挙期間中、市民一人ひとりが主役のまちづくりを訴え、選挙公約の一つに子育て支援課を設けるような話をしております。少子高齢化時代が進む中、どのような方針で福祉行政を進めていくのかお聞かせ願いたいと思います。

住みやすい地域にするためには、福祉の充実も不可欠であります。平川市が青森県一の福祉になることを望む私としては、未来ある子どもから障害者に至るまで、さらなる福祉の充実を望むものであります。市長よろしくお願いを申し上げます。

それでは第2点、地域活性化事業について。平川市婚活応援事業継続について。

カップリングパーティの継続であります。婚活に関しましては、メディアやマスコミでいろいろ取り上げておりますが、皆さん御存知のようにまだ晩婚化、未婚化による少子化問題の解決策は困難を窮している状態です。政府による少子化対策も残念ながら先が見えてきません。

この解決策として平川市商工会では、市内の結婚相手に出会う機会のない人のためにも、出会いの機会創出人口増定住人口促進を掲げて、長尾市長も公約として掲げております、平川市の活性化に寄与したい目的で進めてまいっております。

今年度は第4回目となり、7月20日に南田温泉ホテルアップルランドで開催、男女100名が参加され、それぞれ自己紹介し、たくさんの料理、スイーツのバイキングを楽しみながら話を弾ませ、その結果、この場において7組のカップルが誕生いたしました。カップルがイコール結婚ではありませんので、御理解してくださるようお願い申し上げます。

いままで1回から4回まで実施しました。実際結婚した人は3組あります。子どもも誕生しております。そういう実績があるわけでありますので。以上のように平川市地域の少子化対策及び農業を初めとする企業の活性化、経済の活性化が図られるものであり、当事業の助成の継続につきまして趣旨を御理解いただき、いままでどおり補助金の継続を何とぞよろしくお願い申し上げます。市長、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(古川敏夫議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

おはようございます。

(長尾忠行)

ただいまは古川敏夫議員より激励の御言葉を賜わりまして、改めて身の引き締まる思いでございます。感謝を申し上げたいと思います。

まず、福祉政策について御質問がございました。議員申されましたように、福祉政策に関しましては、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉と多岐にわたっております。私はこのいまの時代の中にある福祉政策、福祉の心を市民の皆さんに持っていただくことが大事ではないかなというふうに思っています。

人格形成期における命の大切さ、他人を尊重する心、またノーマライゼーションの理念、互いの差異を認めながら共に生きていくことの重要性など、豊かな人間性に裏付けられた福祉の心は幼児期からさまざまな体験を通して育まれるものと思っています。ですから、児童・生徒に対する福祉教育の推進というのは大事ではないかなというふうに思います。また、家庭、学校、社会福祉施設、社会福祉協議会などさまざまな団体が一体となった地域連携の輪を広げ、生涯学習の観点から住民一人ひとりが生涯のさまざまな時期に応じた、福祉の心を醸成していくこともまた大切であると思っています。

いわゆる地域における福祉教育啓発の推進が、大事ではないかと思っています。市民の皆さんにこの福祉の心を育てていくことが、これからの福祉政策に大きな意味を持つものと思っています。

かつて木村守男前知事が、私が県議会に登壇したときに福祉についてこういうふうなことを言っていました。「福祉の心は家庭にある。」まさにそのとおりではないかと思っています。先ほど申し上げましたように、幼児期からのさまざまな体験を通して、この福祉の心を育てていかなければならないと思っています。

御承知のように、少子高齢化は、今後も当分の間は続いていくことが見込まれており、このままでは地域の活力は確実にそがれていくのではと危惧するところでもあります。また、核家族化、景気や地域活動の低迷などの社会情勢の変化もまた、市民の生活に大きな影響を及ぼしております。

そういう複合的な要因とはいえ、私はこの現状が少しでも好転に向かい、すべての市民に住みやすいと言われるような市にしていきたいと思います。

まず、少子化対策として第2子以降の保育料の無料化を新年度より実施をいたします。同時に子育て支援課を単独で設置し、市の実情に合った施策を集中的に検討してまいります。子育て世帯の負担が軽減され、平川市で子育てがしたいと思ってもらえるような地域づくりを、まちづくりを目指してまいります。

次に、高齢者福祉についての考え方についてお答えをいたします。

人はいくつになっても、住み慣れた環境で、自分が生まれ育った環境、その地域で健やかに安心して暮らせることが一番幸せなことだと考えます。私は高齢者の皆さんが住み慣れた地域の生活を長く継続できるよう、介護・医療・生活支援・介護予防等に一体的に取り組む地域包括ケアシステムについて、町会、老人クラブ、NPO、民間企業、ボランティア等、考えられるすべてを事業主体としながら、その構築に取り組んでまいりたいと考えています。

さらに、高齢者福祉においては、健康で自立した生活を送ることができる期間である、健康寿命の延伸が重要なポイントであると考えております。我が平川市、平均寿命かなり県下の中でも低い位置にありますが、健康寿命県下一を目指す方向を出してまいりたいというふうにも考えております。健康寿命を延ばすためには、適度な運動と適切な食生活そして禁煙など、生活習慣の改善が必要不可欠であるとされていることから、今後も、健康づくりに関する施策を展開しながら、市民の健康寿命の延伸に努めてまいります。

そして、子ども、高齢者、障害者を含むすべての市民が地域社会で安心して暮らせるまちづくりのために、努力してまいりたいと考えております。

次に地域活性化事業、いわゆる婚活応援事業についてであります。

今日の新聞にも、県の出会いサポートセンター会員が1,000人を超えたという報道がありました。いままで35組の方が結婚されたということも載っております。

平川市婚活応援事業カップリングパーティについては、実施が第4回を数え毎回盛況であると伺っております。また、本年度は商工会青年部の自発的取り組みとして「電車de合CON(でんしゃでござうこん)」と題し、弘南鉄道弘南線において婚活事業が開催されました。

婚活応援事業は、県内各地で独身男女の新たな出会いの場を支援する目的で行われており、実施方法については、気軽に参加しやすいパーティ形式が多いと認識をしております。

今回の古川議員の御質問の件については、少子化対策、定住化促進、さらには地域総合振興事業として有効と考えておりますので、支援をしてまいりたいと思います。以上です。

(市長降壇)

19番、古川敏夫議員。

1点の福祉行政についてであります。長尾市長は、健康寿命県一をうたいました。非常にいいことでもあります。そこでその内容といたしましては、禁煙。禁煙はたばこのむ人は全国で1番だと聞いておりますけども、ここに禁煙の次に禁酒、こうなると思いましたが禁酒は言いませんでした。そこ、もしも答えによければ答えていただきたい。

私は健康を保持するには、いま言ったように塩分を控える。これ長尾さ

○議長
○19番
(古川敏夫議員)

んいま言いましたが、塩分。塩分を控える、これも大事です。私、いま実施しておりますので、私は95歳まで保障されておりますので、これは塩分を控えてる。ストレスをためない。それと食生活、肉を食べたら野菜を倍食べる。筋子とかタラコはなるべく控える。そういうことをやっておりますので、いまは極めて健康です。

一番の原因は私、ストレスだと思います。ストレス、一番のこれは害です。病気の元は、がんとかはストレスです。ちょっと冗談っぽく聞こえますが、私はストレスと金はためたことございません。金持ちの人悪くしますのは、私、ためるということは、多く過ぎるほどためればだめなですよ、無理してね。寄付するとかしないで自分だけ、自分だけ、こう思って。金というものは流通とか、通貨とかって言いますから流れるもんですよ。みんなに流して地域を活性化すると。私はそういつも思っておりますし、実施しておりますので、私はいつもピンピンしております。これは余談ですが。

そして第2番目の地域活性化事業ですが、いま市長は、「いいことだったら応援する」と。こうっております。

こういうことは、私もこの少子化対策、非常に心配しております。どこの企業に行っても、うちに独身の男性が多いとか、女性が多いとかいっばい聞こえてきます。1回これ行政から金が出なくて休んだことあるんですよ、23年度に。22年度に2回やりましたから、100万の助成もらって。そのとき、私、市長にこの平川市発展のためには、これは必要なだと訴えたところ、前の市長は、私が市長やってる限りは50万出して応援すると、そう言いました。そして今回は第1次で、どういう関係かわかりませんが、市長は聞いておりませんと思いますけども、行政のほうでそこで今回はちょっといまの3月ではお許しいただいて、6月には考えますからということですので、市長、何とぞよろしくお願い申し上げます。これは平川市発展のためにつながることでありますから、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

市長。

○市長

答弁いいですか。

(長尾忠行)

健康寿命についてのお話ですが、確かに言われるようにストレスをためないとか、あるいは塩分を控えるとか、大事なことであります。特に健康寿命に関しては、これは運動とかも含めながら長い期間の中で、運動を勧めていかなければ健康寿命の延伸にはつながりませんので、そういうことを踏まえた上で、長期間的な視点の中からこの健康寿命を平川市が青森県一になれるような取り組みをしてみたいというふうに思っています。

禁酒に関してはですね、酒は百薬の長とも言いますし適度に飲むのであれば、これは健康にもよろしいのではないかなというふうに考えておりま

すので、酒まですべて禁酒というようなことには、なかなか行政としてはならないかと思えます。

それからカップリングパーティであります。

私は青森県で子育て最適の地にしたいというふうなことで、今回保育料の第2子からの無料化、それから子育て支援室の設置というのを提言して、その実現に向かっていま進んでいるところであります。ただその前に議員がおっしゃいましたように、いわゆるカップルができて第1子ができないと第2子の恩恵は受けられないわけですから、そのカップルができるところの部分、これは継続して昨年と同様な支援をしてみたいと思えます。以上です。

○議長

19番、古川敏夫議員。

○19番

(古川敏夫議員)

私、お願いしたことでできましたので、それで終わりましたけども、いま答えたことに対して。私は禁酒は求めてませんよ。この酒もほどほどという言葉ほしかったんですよ。これは青森県で一番、全国で一番ですから、酒とたばこね。それは多分、市長は知ってると思えますけども、酒もほどほどという言葉聞きたかったんで、私、言ったんです。

そしてこの市長の答弁は、まさに簡潔明瞭で聞きやすい。皆さんも御理解できる答弁でした。ありがとうございます。何とぞカップリングのほう、よろしくをお願いします。

これで本当に終わります。ありがとうございました。

○議長

19番、古川敏夫議員の一般質問は終了しました。

第2席、8番、工藤竹雄議員の一般質問を許します。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は一括質問方式です。

工藤竹雄議員の登壇を許可します。

8番、工藤竹雄議員、登壇。

(工藤竹雄議員登壇)

○8番

(工藤竹雄議員)

皆さん、おはようございます。

ただいま議長から登壇の許可を得ました、拓政会の8番議員、工藤竹雄であります。

3代目市長に就任され、長尾市政始動して1カ月経過しました。3月定例会議場も感無量の思いや、理事者、市長席の座り心地もまんざらでもないかと思うがどうでしょうか。

合併して、時移り9年目であります。その以前、国は将来世代に責任を持てる財政の確立にかかわる国と地方の改革、その中身が三位一体の改革であります。この三位一体には市町村合併の推進の実行をうたわれています。地方に厳しく責任を負わせる四つの指標を示すなど、行財政改革を容易に求め、集中改革プランにおいては、各町会に負担を負わせ、議会人として申しわけなく思っておりますが、結果的には財政効果も現れ、新市の基本理念、ひと・地域・産業がきらめく新たな市をめざして前進しているところであります。

特に新市建設計画に基づく、78事業、平川市長期総合プランにて実現しなければなりません。また、計画外の緊急を要するもの、ときに従う事業推進など賛成してきました。

決算状況においても、平成17年度積立金現在高29億2,500万円、平成18年度では43億2,000万円、24年度は71億3,200万円となっており、年々増加しているところであります。

さらに、財政状況においても、実質公債費比率は平成20年度では19.9%、平成24年度は13.9%となっています。事業を実施しながら、基金・比率等健全財政を保持しているところでありますが、議会も行政も市民と一体となって努力しなければならないと思っています。今後はさらなる厳しい状況に向かっていかなければなりません。

そこで、私の質問は第1に市長の公約であります。

基本姿勢について伺います。

①として、地域間格差感の是正について。「地域間格差を感じている市民が非常に多い、合併後の市が一つになっているとはいえない。」と主張しています。要するに、違いや隔たりを正しく直す、偏らず、えこひいきのない平等にするとされるが、私は合併して8年過ぎ、何でいま、疑問であります。

解釈に隔たりがあるのか、どこの地域を対象として指摘されているのか、理解できないものであります。時が解決することもあります。市民の意とする「こころ」は合併前の格差解消なのか、合併後の格差解消なのか御見解を願います。

②として、ひらかドームに暖房装置設置等について、元気なまちづくりプロジェクト10を掲げ、その七つ目のスポーツの元気の中にあります。

私は質問通告において、設置等とすべきところを整備等と記載して提出してしまいました。訂正いただきますように御理解を願いたいと存じます。

ひらかドームの暖房、日本語大辞典（講談社）には、暖房とは一定空間の気温を人為的に適度に温めること、またはその装置となっています。暖房とする目的と装置設置の施工、工事实施する方法の考えを伺います。

以上、市長に明瞭簡潔な御答弁を求めるものであります。

（工藤竹雄議員降壇）

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

（市長登壇）

○市長

工藤議員にお答えをいたします。

（長尾忠行）

市長の椅子の座り心地を問われましたが、まだ慣れておりませんのでなかなか座り心地はいいとは言えませんけれど、いずれ慣れてくるんではないかと思えます。

地域間格差について質問がございました。私はさまざまな県議会活動やその中であって、平川市の中さまざまな方々といろんなお話しをする機

会があります。その中であって、どうしても出てくるのは地域間格差という言葉であります。じゃあ何が地域間格差かという、具体的な答えは出てまいりません。ただ合併後、どうしてもこの中心部である平賀地域を中心に物事が進んでいるのではないかというふうなことを答える人もございます。ですから、平賀地域を中心としたさまざまなハード面の整備や、あるいは、あらゆる物事を決める場合もこの平賀地域が中心になってるというような感覚を持っている方々が、碓ヶ関地区やあるいは尾上地区に多いように私は感じてます。ですからそのことに関して、格差感があるということをお願いしてまいりました。

もちろん合併後、この三つの地域が一緒になったわけですから、速やかに一体感のあるような考え方を持つような努力をして、いままでもきたとは思いますが、その感覚的なものっていうのはなかなか難しいのではないかと。ですから、私はそういう格差感を是正するためには、いままで合併後平川市ではどういうふうなことをしてきたのかということ、丁寧に説明をしながら理解を求めていくことが、大事ではないかなというふうに思っています。

例えば、合併後向上できた行政サービスというのは非常に多くあるというふうに私も認識をしております。まず合併特例債や合併補助金を活用することにより、碓ヶ関小・中学校への給食提供、あるいは古懸不動野線橋りょう架け替え、碓ヶ関診療所の開設、市内小・中学校の大規模改修やグラウンド整備、暖房改修、学習支援員の配置、あるいは尾上スポーツセンターの野球場照明工事などの事業や18億2,700万円の基金を造成実施し、合併特例債と合併補助金合わせて約36億3,600万円を今年度までに活用してきております。

また、平成32年度までに、あと約111億円を活用できるものでもあるというふうに認識をしております。このようなことが広く市民に知られていないことも格差感を生み出していることの一つではないかと思えます。

この格差感を解消していく意味でも地域に出向いて話し合いをし、市民に理解を求めたうえで、未来の平川市がどのような方向に向かっていけばいいのかを問いかけていき、そのうえで前向きな考え方をお互いに引き出しあいながら、市民とともに手を携えて行政運営を進めていくことが大事であると思えます。

ですから私は公約の中でも、積極的に地域のほうに足を運びながら地域の声を吸い上げ、いまできること、待ってもらふこと、できないことを明確に市民のみなさんに提示しながら、これからの市政の運営を務めてまいりたいと考えております。

それからひらかドームの暖房装置についてであります。

ひらかドームは平成15年に完成以来、各種スポーツ、イベントなど、多くの方々に利用されております。特に冬場の休日は空きがなく、抽選で貸し出ししている状態であるというふうに聞いております。

しかしながら、現在のドームのグラウンドは暖房装置がなく、グラウンド内の室温は外気温とほぼ同じか、もしくは冬期間の日中は外気温より低い場合もございます。ですから、利用する父兄の方々から、あるいは選手の方々からも何とかならないのかという声を私は多く聞いております。

せめてジェットヒーターぐらい入れて、運動しているとき以外のところは、ちょっとこう暖をとることができるような装置ができないのかというふうな声を聞いておりました、暖房装置の設置というところを入れさせていただきました。

また、観戦される方のためには、ラウンジを仕切って石油ストーブで暖房を行っておりますが、プレーする選手のための暖房について先ほど言いましたこと、あるいはまたどのような方法があるのか、専門家の意見も参考にするとともに設置費用、維持管理費、また結露等が出るというふうなこともあるようであります。その辺の問題点等も総合的に判断しながら検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

(市長降壇)

8番、工藤竹雄議員。

まず市長も地元でございますので、一応広報ひらかわ、それから平川の市議会だより、これ読んでもかと思えます。まあ、大体これを読んでみると恐らく私は、いままでの合併してからの事業計画というものが載っているはずであります。ですから、市民の人が見ているか、見ていないかは私はわかりません。合併の担当部長よくわかっていると思う。各地域から上がってきている事業がございますよね。さっき学校の関係とかいろんなものも入ってます。それも入ってます。

ですから、見ているならば私は特段格差感というものは生まれてこない。いわゆる決算もあれば、今回予算ですからね。予算もあれば決算もできて、どういう事業をやっているのか、これは当然わかるわけでございます。これ一つであります。

それで、いわゆる具体策がない。地域間の具体策が出てこないんだと。そういうような答弁もありました。それでどっちかということ、その地域の人たちによって旧平賀町を中心として何事も動いているのではないのかとか、逆のまた面もあると、そういうふうな答弁でございますけども、ただ、なかなか格差感の具体策がないって言う割には、討論会においてもこの問題を強く訴えています。合併してでもそういったこと、私、さっき申し上げました。そういうことをうたわれているということは、どういうことなのか。まずお尋ねしたいと思います。

市長。

この格差感というのは、例えば工藤議員が地元のほうでいろんな方、市民の方々とお話しているとき、感じられないというふうなことであれば、それはそうかもしれませんけれど、ただ私自身がいろんな人と話している

○議長

○8番

(工藤竹雄議員)

○議長

○市長

(長尾忠行)

中にあるのは、やっぱり格差感があるという、そういう市民の方の声が多いわけですね。ですから、どういうふうな対象の方の中で、そういうふうな見解の違いが出てくるかということに関しましては、私はなかなか答えることができません。

ただ、私が申し上げたいのは、合併したからこそできた事業というのはいっぱいあるんだ。その中にあるそれを、じゃあ本当に市民の方全部の方が理解したうえで、そういう、例えば格差があるとかって話をしているのかということ、こうなるとまた議員が言われましたように広報ひらかわとか市議会だより、それをすべての人が見てそういうふうな話をしているかとなるとまた別問題でありますので、それらを理解していただくために私自身が地域のほうに入って行って、さまざまな話し合いの中で合併したからこそ、こういうふうなことができたとか。

そういう話し合いをもっともっと市民の皆さんに理解をしていただくような、手法をとっていかなければならないという意味で、その格差感を解消して、せっかく合併して三つの地域が合併して8年になります。これから9年目に入ります。ですから、もう少しいま以上に一体感のある地域づくりをするためにも、その格差感を解消していかなきゃならないということで、申し上げさせていただいたわけです。

8番、工藤竹雄議員。

○議長

市長の提案ですので、私もそこまで理解力がないかもわかりません。

○8番

(工藤竹雄議員)

ただ、公開討論会のときも、以前にちょっとお話しました。確か平賀町からみると、例えば積立金が平成17年度ですか、30億から35億円もありましたと。それを尾上、碓ヶ関の地域のほうに使われていると。そういうような私、公開討論会で聞いたような感じがしております。

そしてもう一つ、私ほとんど直接市長と話しておりませんが、ほとんどこういう関係は、報道機関であります。それを見て、私、質問してるんですけども、いま合併の問題でもその中で言っていました。地域間格差を感じている市民が非常に多いと。合併後の市が一つになっているといまの段階では言えないと、さっきも私、これ言いました。だからこのところがどうなのかって私、尋ねてるんですよ。具体的には言えない。事業はこうしてやってますけども、そこが具体的に言えないというのは、市長自らが感じるどころは何なのか。

格差感を感じてる、格差を感じる是正ってうたってるんですから、公約で。その市長の本当の感じている意味。いろんな人やってるんですけども、それに対していま言ったみたいに、こういう事業やってますよ、こういうこともやってますと、その人にまた伝えていってるのか。それをただ聞く一方だけで感じてるのか。

その部分も含めて、私、ちょっとあの公約の問題で市長の考えている意味がわからないので、ちょっと厳しくっていうか、しつこく言ってるかわからないけども、その点ちょっとお願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

議員は平成21年3月の定例会でも、この格差感について質問されております。それから4年以上経過したわけでありますが、やはりあの感じ方というのは、十人十色といいますか、格差感というのは何をもって格差というのかというのは、非常に難しいところがあるかもしれませんが、私がよく市民の皆さんと話す中であっては、先ほど私、言いましたように、かつて平賀地区にあっては平川市の基金を使って、例えば尾上の中学校の外壁を直したんじゃないかとか、そういうような声もありましたしね。

そういう意見というのは多様な意見があるわけで、それをもとにしながら私は格差感について、そういうふうな市民の中にまだ平川市民として一体感が生まれていない。もう少し格差感というのがそれぞれの地域にあって、それを一つにまとめていかなきゃならないのではないかと、そのためには丁寧な話合いが大事だというようなことを申し上げてきたし、また申し上げさせていただいているところです。これで御納得いきませんか。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

こういうことで8年過ぎて9年目に入って、まだそういった感じている方々がまだまだいるんだと。ということは市長がよく選挙のとき、あまり選挙の話すると問題になるかもわからないので、あれだけでも。いわゆるね、前進か停滞か。そう考えた場合に、もう一度見直さなきゃいけない。あるいはまた4年前にリセットしなくちゃならない。時が過ぎてしまっただけから戻することもできないんですよ。4年後には考えることはできるかもわからない。こういうことあったけど、それがよかったか悪かったか、それは別問題としてでも、戻ることは私にはできないと思うんですよ。

ですから検討するそのものには、私はとやかく言いませんけれども、ただあまりにも偏り過ぎてるんじゃないか。いま答弁いただきました。各地域の格差からね。じゃあこれ、偏らないためにはどうするんだ、市民の心というのは、実際これ合併してよかったんですか。逆に合併して悪かったんですか。市民の本当のそういった人たちっていうのはさ、心っていうのはどうなんだろう。市長にこう、いろんなこと言ってる人たちは。どういうふうに認識していますか。難しいかもわからないけども。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

地域に関する思いというのは、市民一人ひとり皆違うと思います。それぞれの意見があります。ただ、行政としてそれをしていく場合にあっては、多様な声を一つにまとめていくのが行政であり、また議会であり、理事者の責任ではないかなというふうに、私は考えてます。

それから何ていいますかね、この格差感のことに言いますとですね、その感じ方の違いというのは多分出てくるとは思います。私はせっかくこの平川市、合併して一つの地域として8年を経過してきたわけですから、いままでのことより、これからどうするのかという前向きな考え方で、じゃあ、どうしたらこの一体感を生むことができるのか。一つの平川市民

として、碓ヶ関地区の人も、平賀地区の人も、尾上地区の人も一体感を持つことができるような地域づくりはどうしたらいいのか。そういう前向きな考え方をこれからしていかなければならないと、私は思っております。

○議長

○8番

(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

私、ちょっとなかなかメモをとることが難しく、とれなかったんだけど、所信表明のときもですね。そのときも地域のことについてちょっと申し上げていますね。地域に閉塞感が漂うということを書いてました。それで、旧町村の格差感、あと何とかって言ったんだけど書けなくていたんだけども。それで憂慮すべき問題があるとか、大きいとかというようなことを申し上げてます。

これ、非常に危機感を感じてるって言えばいいか、重要なことを述べてると思うんですね。いまの答弁、違う私は考えをしているんじゃないのかというふうに、私はみてるんですよ。

それで私は辞書を調べました。閉塞感。閉じて塞がっている、そういうことですね。普通の辞典でいくと。そうすると、憂慮。気遣うこと、心配。それいっぱい心配しているわけですね。心配しないほど真剣に市長、苦しんでるんだなあと思ってるんだけども、いまの答弁でここをやると本当に真剣に悩んでるとするのは、私、この閉塞感とか閉ざされてしまってる、ここのところちょっとお願いします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

言葉のあやの問題かもしれませんが、ただいずれにしても私どもがこの平川市として、これから未来に向けていく場合、それぞれの地域でそういうふうな、例えば格差感的なものがあるとしたら、それを解消して一つの平川市民として、前に向いていかなければならない。

そういうことが現実的にあるとしたなら、憂慮すべきことがあったらそれもやはり解決していかなければならないし。なんて言いますかね、過去にとらわれることも前に進むために、過去を検証しなきゃだめですけど、と同時に過去にだけとらわれないで前を向いて進んでいかなければならない。これは、これからの平川市民が合併後の一つの平川市として生きていく道ではないかなというふうに、私は考えています。

○議長

○8番

(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

いまだしたことに答弁が値するかどうか、私はちょっと意味理解できないごさだ。これ以上言うと、また、お前、野党だなどというふうになると思うんだけど、私は是々非々でいままでもずっときてました。いいものはいい。だめなものはだめだと。ですから聞くことは大事です。私は市民から選ばれた一人です。代弁です。だからこの格差というのは、その地域地域のみならずみんなも思いがあるんですよ。ここが優先的にされた、ここが粗末にされてると、みんなそういう考えがあるんですよ。

ですからどこで線引きをするのかは私はわかりません。ただし、これ以上やってもまねんだけど、だけどこれからの問題で市長は教育委員の表

彰式でしたか、あのときもこういうこと言ってます。抱きかかえるさまざまな課題については、スピード感をもって取り組むんだと。全力を尽くす決意であると。あのとき確か表彰式の時に話されたと思ってるんだけど、この決意のほどどうですか、もう一度何か改めて、これからいっぱい問題あるんだけど、この問題もあります。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

もちろんさまざまな課題に対しては、スピード感をもって取り組んでいかなければならないし、私自身、自分自身の能力も限られていますけれど、副市長も新しく決まりました。理事者として、平川市民のために全力をあげて取り組んでいくという考え方は変わりません。

○議長

8番、工藤竹雄議員。

○8番

①として最後の質問です。

(工藤竹雄議員)

市民の一体感の醸成についての考えを聞かせください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

一体感の醸成をしていくというのは、さまざまな手法が考えられると思いますが、私はですね、やっぱりそれぞれの地域の人と一緒にになれるような事業というのは大事ではないかなというふうに思っています。

ただ市民体育大会、残念ながらそれぞれの町会の方々の反対があるとかで去年は行われませんでした。私はそういう平川市民が一つに集まれるような場をつくって、そういう事業をやっていくことがこれからの一体感を進めていくうえで、大事ではないかなというふうに思っていますので、ぜひともそういうこともさまざまな形で話合いの中で、広めていかなければならないなというふうに考えてます。

○議長

8番、工藤竹雄議員。

○8番

この質問はね、私、あの初代の外川市長にもただしてるんですよ。

(工藤竹雄議員)

議会もそうなのか。市民もそうなのか。職員もそうなのか。そうしたら議会はわかりませんよと。市民も職員も一体になって、やらなくちゃならないんだと。大きいから小さいからの問題じゃなくて、合併した以上は一つにならなくちゃならない。いま言うようなことでいうと、まだ偏ってる部分が、大きいところが上へ立つのか小さい地域が上に立つのか、それはわかりませんが、これが私は大事なところであるというふうに思っていますので、これから一つ頑張りたいと思います。

②についてはですね、ジェットヒーターを考えてると。私、これ質問項目、早くから感じていたんだけど、いつか途中で市長来る前にロードヒーティングにするみたいだよという話まで、正直に聞こえてきました。今度ジェットヒーターになった。

このドームですね。ドームそのものの建築の目的は何なのか。それ合わせて暖房の設備をしなかった理由は何なのか、合わせてお願いします。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務

ひらかドームにつきましては、建築の目的はスポーツに親しむまちづく

局長（芳賀秀寿）

りを目指し、地域住民の健康増進と交流の促進を図る目的で整備したということで目的が明記されております。

それから暖房が当初から設置していない理由につきましては、基本的に冬期あるいは雨天でも、屋内で土のグラウンドを楽しめる感触を楽しめるあるいはなじむスポーツ施設として整備したもので、暖房をその際入れるとすれば多額な経費がかかることから、その当時は暖房を入れませんでした。以上でございます。

○議長

8番、工藤竹雄議員。

○8番

（工藤竹雄議員）

私も係の人に聞いて、大体先ほども気温の関係、市長言いましたけども、大体同じぐらいだそうですよ。外気と内気。そんなに変わりがないようなことを言っていました。その中でジェットヒーターをいくつやるかということは答弁にございませんので、それ入れてどのぐらいの温度差、気温差っていえばいいのか、温度差を外気とつける考えでしょうか。ジェットヒーターどのぐらい予定なのか。合わせて、考えてあるのであれば。

○議長

市長。

○市長

（長尾忠行）

ジェットヒーターの話は、私自身いま考えてる中でお答えしたわけですが、先ほどの答弁の中では、これからいわゆる専門家の意見等を聞きながら、設置費用、維持管理費等を考えて検討してまいりたいというようなことであります。私がジェットヒーターをなぜ申し上げたかということですね、利用者の方々から、いわゆる運動してる時はいいけれど、すべての人が運動してるわけじゃないですから、待ってる人もいる。その中であって、やはり少しでも暖かい所がほしいと。例えばグラウンドゴルフやる人、ソフトボールやる人、選手の方々からそういう要望いただきました。

これやっぱり自分自身もあそこで野球もやったりしますので、行ってみますと外気温と同じといいましてもですね、特に冬期間は日中外のほうが天気がいいときでも中の室温はマイナスなんです。違う場合があるんですよ、現実的に。ですから本当に高齢者の方にしてでも、あその場でこのままでもいいのかなという思いはあります。ですから、せめて少しの暖でも取るところがあったらいいのではという思いのもとに、そこに暖房装置という言葉を入れさせていただいたという経緯があります。

ただ、いろいろ話をしてる中であって、例えばある程度温度が上がってくると天井に結露が出て下に水滴が落下するとか、あるいは例えば五所川原ドームのあたりは結露から中の鉄骨がさびが出てきたとか、そういうふうなこともありますので、そういうところをこれから総合的に考えて判断させていただきたいなというふうに思ってます。

○議長

8番、工藤竹雄議員。

○8番

（工藤竹雄議員）

大体、冬場よく使ってるのが小学校のソフトボールとか野球とか、その次には中学校のソフトボール、野球。いまグラウンドゴルフもできました。グラウンドゴルフは、あの中ぐるぐる回って歩かなくちゃだめなんです。普通のゴルフと同じで、何コースかつくって、ずっと回って歩くんですよ。

それをそれこそジェットヒーター何機つければいいのかわからないんだけど。

気温高くすると結露が発生して鉄骨、いろんなもの障害きたす。そういうことでいろんな問題ある。それから天幕の問題もあるだろうし。雪のすべりの具合も悪くなる。いろんな問題、私はあると思うんですよ。ですから私は、もともと暖房を設置すると非常に被害のほうが多くなるから、私は最初から設置しなかったんだな。

それをあえて公約だからどうしてもやらなくちゃならないという、私は意味ではないと思うんだよね。私はどっちかと考えるのであれば、無理な経費かけるよりも、もっともっと建物を年数もたせたほうがいい。結露出てだんだん鉄骨悪くなってね、さびあがって、あるいはもっともっと悪くなって雪の重みで倒壊する恐れもないわけではないと思うよ。古くなってくると。

そういうこともみんな考えて、私は言ってほしいな。公約に載せたからやるんじゃないで、別に公約に載せたことやらなかった。別にこれは違反とは取り扱うものでもないと思うし。だめなもの無理してもしょうがないだろうしね。

最後にね、市長知っているとおりの、いいものはいい、悪いものは悪い。先ほど是々非々言いました。これだれに向かって市長は考えてます。市長の考えてる、いいものはいい、だめなものはだめというのは、私が質問してることに對して考えてるそれなのか。それともだれかに対してそういう意見をもってるのか。なぜこれ聞くかということ、市長もわかっているとおり、市長のパンフに出てるんですよ。出てませんか、パンフに。市長のそれがだれに対して、対象者は誰に対してそういうふう考えてるのかな。これ、私の質問に対してかな。これで私、終わりますけども答弁もらって。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

いいものはいい、悪いものは悪いというのは、すべてにあてはまるんじゃないかなというふうに思います。これは行政のやっていることもそうですし、ある意味では自分自身のやっていることをあるいは反省するうえで、いいものはいい、悪いものは悪いというふうに言わざるを得ないとも出てくるかもしれません。ただ、いわゆる私どもが普通に考えていいと思ったことも、場合によっては悪かったということもありますので、その是非を判断しながら、いいものは進めていき、悪いものはやっぱり取り下げていくという、そういう判断の基準としていいものはいい、悪いものは悪いはというふうに自分の政治手法として進めてまいりたいというようなことであります。

○議長

8番、工藤竹雄議員の一般質問は終了いたしました。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長

11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、3番、今 俊一議員の一般質問を許します。

今 俊一議員の一般質問の方法は一括質問方式です。

今 俊一議員の登壇を許可します。

3番、今 俊一議員登壇。

(今 俊一議員登壇)

○3番

(今 俊一議員)

本議会、第3席を許可いただきました、市民の応援団をキャッチフレーズにしております、平新会所属、議席番号3番、今 俊一でございます。

まずはじめに、先の市長選挙に関しまして、議会に席を預ける身といたしましては、いろいろ御心配おかけしていることに対し、市民の皆様はじめ関係各位に対し、大変心苦しく申しわけないことだと思っています。

さて、今年の冬は当初の予想に反し、少雪傾向で過ごしてまいりましたけれども、反面、雪国ではない太平洋側に大雪があったことは、ただただ驚いたことではありましたが、普段、雪とかかわりのない地域、生活環境にあれば、その戸惑いや不便さに大変な思いをするものなんだと、普段と違った様子をかいま見る機会を得ましたが、改めて雪も度を過ぎれば、雪害ということになるのだと思ひも新たにいたしました。

それでは通告に従って、質問のほうに入らせていただきます。

市長は今回の選挙にあたって、いくつかの公約を述べておりますが、その選挙公約について何点か質問させていただきます。

まずはじめに、保育料の無料化についてであります。

選挙公約では、保育料の無料化を掲げていたと認識しておりますが、第2子以降の保育料についてのみ実施するとのことでございますが、その経緯についてお伺いいたします。

私も長く保育園に勤務し、現場を預かる者として、いままでにさまざまな子どもに関する施策を目にしてまいりました。今回の市長の掲げる保育料第2子以降の無料化ということは、保育利用者にとっては大変ありがたいことだと考えますが、ゆえにこの公約の背景を含めてその経緯を答弁として求めるものであります。

次に通告しておりますところの、子育て支援課についてであります。

市長は公約の一つに、この子育て支援課という新たなセクションの設置を言っておられますが、その具体的な中身について答弁を求めるものであります。現状の体制とどのように異なるのか、また、この部署設置はこの4月からなのか、どのような状況にあるのか、詳しい説明をお願い申し上げます。この質問を終わります。

続いて通告してありますところの、広域医療体制について質問いたします。

現在、私は津軽広域連合議会へ平川市からの議員として席を置いているところから、他市町村議員との交流もあり、そのこと自体、大変有意義に勉強させていただいていると思っておりますが、そのようなことから他市町村の広域行政という考え方についての、情報や意見等の相異もみる機会もあります。

現在、津軽広域連合議会、弘前地区消防事務組合、弘前地区環境整備事務組合、そして黒石地区清浄施設事務組合の広域行政組織が運営されております。これらには各市町村の首長、そして議員が席を置いているわけですが、どの組織も市民生活に直結していることは御承知のことです。

いま述べました広域行政システムのほかに、平成23年10月12日に締結されました「弘前圏域定住自立圏」というシステムがあります。このシステムは津軽地域の中心、弘前市を核として周辺の市町村を含め、人口定住のために必要な生活機能を確保するため、役割分担をし連携して行くことを目的としてできたシステムだと理解しておりますが、市民生活に直結する生活機能の中には、福祉、教育、医療、その他ございますが、とりわけこの福祉、教育、医療、この分野だけでも、現社会環境の中では大変重要なことであろうと思っております。

今回の私の質問は、医療ということからであります。この広域行政システムにおける広域医療の構築として、自治体病院機能の再編という観点から、弘前圏域定住自立圏の中で広域医療体制について、どのような協議がなされ、また、将来像としてどのように再編されて行く予定であるのか、さらに平川市としてはこの問題について今後、どのように対応し進んで行くのかということでございます。

この4月からは新しい診療所がオープンしますし、我が平川市の医療と圏域圏の医療との兼ね合いとのバランスはどうなるのか、この問題の対応いかんによっては市民負担の増ということも考えられますが、市長の考えはどのようなことを想定しているのか答弁を求めて、壇上からの質問を終わります。

(今 俊一議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

今議員の質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

保育料の無料化についてであります。先般、2月3日の読売新聞の全国調査に、いまの日本は子育てをしにくいと思う人が64%に上るというふうな数字が出ておりました。私自身は、子育てに対する支援というのは、この地域にとっての未来に対する投資であるというふうに考えています。そして、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することにより、定住促進にもつながることから、平川市が子育て最適の地になるようなこと

を目指してまいりたいと考えております。

先般、厚生労働省が公表した、一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平川市の場合は1.28人となっています。これは全国平均の1.38人よりかなり低い数字と言わざるを得ないと思いますし、このような人口減少の流れに歯止めをかけるため、私は安心して子どもを産み育てる環境を整備することにより、二人目を産む気持ちになってもらいたいとの願いから、これまで第3子以降を対象としていた保育料の無料化を第2子以降までに拡充するとし、所要の経費を26年度当初予算に計上しております。

また、これら経済的支援と合わせまして、市役所内に子育て支援課を設けるなど、総合的に子育ての支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、子育て支援課についてであります。

現在、当市の子育てに関する体制は、福祉課4係のうちの1係として、こども家庭係が配置されております。今回、選挙公約として掲げた子育て支援単独部署の設置は、現状の子育て支援をさらに拡充したものとし、現在、子どもを育てている世帯の負担をできるだけ軽減するとともに、これからの世代の子育てに対する不安を払拭し、安心して子どもを産み育てることができるような環境を積極的に整えていくことが目的であります。

また、子ども・子育て支援法が成立し、新しい「子ども・子育て支援制度」、これが平成27年度から施行されます。市ではアンケート調査等により、地域の実態に沿った計画の策定にもとりかかっており、この新制度実施を遅滞なく行っていくためにも、独立した部署が必要であると考えています。なお、子育て支援の単独の部署については、4月当初からの設置を指示しており、現在、担当課で調整中であります。

次に、広域医療体制についてお答えをいたします。

自治体病院機能再編問題については、平成22年に弘前圏域定住自立圏構想施策検討会議医療部会の席上、黒石市から提案されました。その後、別テーブルで津軽地域保健医療圏域4自治体病院で、各診療科の医師不足を解消するため、圏域全体の自治体病院の診療機能について意見交換を行っております。

当市においては、圏域8自治体による協議への参加を要望されたところではありますが、平川市には自治体病院がないなどの理由により、いままで再編協議への参加を見送ってきたところでもあります。

しかしながら、当市の救急医療や高度医療は、他の自治体病院に大きく依存している状況にあり、津軽圏域の医療を守り、ひいては当市の地域医療を守り、安全安心なまちづくりを推進するために、広域連携による自治体病院機能再編協議に参加をする考えであります。

なお、再編の内容については、今後、各自治体の協議により決定される予定であります。私からの答弁は以上であります。

○議長
○3番
(今 俊一議員)

(市長降壇)

3番、今 俊一議員。

御答弁、まことにありがとうございました。

それでは、いまの答弁をもとに、少し再質問という形で質問させていただきます。

まず最初に、保育料の無料化についてでございますが、市長の言わんとする旨はオーソドックスな答えでですね、当たりさわがないというふうに感じましたけれども、市長は今回の選挙にあたって先ほども言いましたけれども、保育料の無料化ということを公約とか政策として掲げてきたわけですが、一步踏み込んで言わせていただきますと、保育料の無料化という文字は私も目にいたしました。ただ、第2子からの、以下「第2子」という言葉自体は、私は目にしたのは選挙終わってからでございます。

その辺のところ、いつから第2子の保育料無料化ということを公約として市民の方々に訴えてきたのか、お知らせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

私自身は、まずは子育て最適の地にしたいというふうなことで、担当部署を設けるということをまず最初に今回の選挙の中で話をしております。その後、保育料の無料化につきましては、選挙期間中ずっと保育料の無料化、第2子からの無料化を提言してまいりました。

そして合わせて、財政状況が許すのであれば、完全無料化も視野に入りたいということは申し上げておりました。ただ、すべて当初から完全無料化にするということは、公約に掲げていないというふうに私は認識しております。

○議長
○3番
(今 俊一議員)

3番、今 俊一議員。

私もですね、その無料化という言葉、文字を目にしたのは新聞、そういうマスコミ報道でしか耳にしておりませんでしたので、いつから第2子以降を無料化にするのかということも耳にしておりませんでしたので、改めて確認の意味で質問させていただきました。

それはそれといたしまして、それではですね、私も保育の現場を預かる身として、別に第2子以降の無料化について反対ということで質問していることではないということは御理解いただいてほしいと思いますが、それゆえに私の立場として、議員という立場がございます。そうすれば今年予算書を見ますとですね、7,000万以上の新たな負担増が出てきているわけです。一たん、この無料化となれば、未来永劫、やっぱり市民の方に対して、そういうサービスを提供していくのかということが、ちゃんと担保できるのかということもまた、私のある一方の立場としては気になる場所ですが、その辺の考え方を教えてください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

先ほど、壇上でも申し上げましたが、私はこの保育園の第2子からの無料化を推進するという提言っていうか、政策を掲げた背景にはいわゆる、

いま特定出生率が下がっている中であって、第3子から以降であるとなかなか第2子まで、いま一人お子さんがいる家庭の中で、第2子を産むことの意欲が向いていくかということがあります。

ですから、第2子から無料化という、いわゆる経済的な支援をすることによって、いま一人のお子さんを産んでいる若い夫婦の方々が、もう一人じゃあいける、産んでもいいのではないかなという、ある意味ではそこを促したいという思いをもとに、第2子からの無料化ということを掲げさせていただきます。

合わせて、私どものこの地域の中にあってこの平川市は、定住自立圏構想の中で弘前とも近いですし、いまかなり若い夫婦の新しい住宅等もでてまいりました。平川市に住んで、この保育料の無料化もそうですが、合わせて保育の質も保育園の皆さんに上げていただいたり、学校教育の質を上げていくことによって、平川市に住んで子どもを育てたいという、そういう人たちを増やして、平川市の人口を増やしていくことができないかなと。そういう思いをもっていただけないかなと。そういう体制を整えたいという思いのもとに、今回、第2子からの無料化を政策として提言させていただきました。

いま議員言われましたように、第2子からの無料化によりまして7,094万1,000円。これは保育料だけであります。これに幼稚園の25人分を入れますと、約7,400万近くの毎年の持ち出しがあります。

ですけれど、長い目で見た場合、逆に言うとこれぐらいの投資をしたことによって、平川市が逆に潤う場面が出てくるのではないかなと。そういうふうな考えのもとに、提案させていただきましたということを御理解いただきたいと思います。

3番、今 俊一議員。

○議長

○3番

(今 俊一議員)

それは一たん置いておいてですね、いま市長が言われました27年度から幼保連携型の認定こども園がスタートするわけです。私も、平川市の子ども子育て会議のメンバーに入っておりますけれども、国のほうでいま議論されているのは、新たな幼保連携型認定こども園へ移行した際の、保育料、公定価格の問題でございます。

その公定価格は、いまだ決定しておりません。恐らく見通しとしては、6月ごろには出せるのかなというような見解を国のほうでしておりますが、となれば、いま7,000万の持ち出しをしてですよ、6月に新たな公定価格が出たときに、そのいくらかわかりませんが、ほとんど安くなることはないと思いますが、現行よりも高めになった場合、やっぱりその都度、年度年度でやっぱり持ち出しが増えることも懸念されるわけです。

国のほうでは、いま消費税を上げて、いま増収ということで、国のほうではある程度財源の見通しをつけながら進めていることだとは思いますが、先般、報告されましたところによりますと、いまの消費税が上がって新たに子どもに関する予算は1兆2,000億でございます。いま確保できているの

が7,000億、その5,000億をどうするかということで、これもまた非常に不安定な話なんですけれども、そういう見切り発車みたいところで制度がスタートするというところでございます。

ちなみに、現行の日本の保育制度、昭和23年児童福祉法が制定されてから認可保育所ができてずっときたわけですが、今回の保育制度の改革はその昭和23年に勝るとも劣らない、大変な制度改革でございます。この制度がスタートしますと、恐らく保育所間の統廃合、それからいろんな制度のひずみによってですね、いろんな細かい問題が出てくると思いますが、そういう環境の中にあつての保育園無料化ということは、私は大変英断だと思いますが、その将来的に公定価格が未発表の段階でのことと、今回の無料化の整合性をこれ将来、担保できるのかどうかということをもう一回お伺いいたします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

いま議員のほうから、子ども子育て支援法が新たに27年度から発足すると。そのことについて、6月ごろにいわゆる増額の部分が出てくるんじゃないかなどのお話でございました。

もちろん、子ども子育て支援法、認定保育園のことに关しましては、かつては幼保連携型というような形であつて、これは保育園が主導型、あるいは幼稚園主導型というふうな形の認定こども園がありました。ところが、なかなか普及しないということで、いま新たないまの制度のものが出てきたわけでありまして。ただ、それに関してですね、そこまでは財政当局とは協議はしていませんが、今回のこの7,000万余のこの第2子からの保育料、これは財政上担保できるというような協議をした上で、提示をさせていただいたということまでは答弁できます。

○議長
○3番
(今 俊一議員)

3番、今 俊一議員。

となれば、いま私の質問の中でですね、いまの市長の答弁を私なりに理解しますと、要するに認定こども園制度が27年度以降スタートしたときには、まだその先はちょっと不透明だと理解してよろしいでしょうか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

どの程度、増額になるのかこれはまだ未定でありますので、これは即、お答えすることはできないということで、御理解いただきたいと思います。

○議長
○3番
(今 俊一議員)

3番、今 俊一議員。

それと合わせてですね、今回の無料化について、市長は公約の中で市民との対話を大事にしていきたいんだと、自分の政治姿勢としては、そういうふうにおっしゃっておられました。

ただ、今回のこれについてはですね、私も保育園のほうへ何名かの父兄の方から、一番最初の質問の関連ですけれども、「本当にせば、たんだになるんですね。」とか、そういう問い合わせも何件ありましたし、それから第2子になったときに、現行の継続でいる利用者の方々は4月からその恩恵にあずかるわけですが、今回の第2子以降の無料化ということを目に

たしまして、新規の新たに子どもを保育園に入所させたいという人たちにとってはですね、非常にいままごついていると、戸惑いを持っているという方もいらっしゃると思います。と申しますのは、選挙あったのが1月、保育所へ入所決定されるのが、市長、何月かご存じですか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

その入所決定のところまでは、私は存じ上げておりません。

○議長
○3番
(今 俊一議員)

3番、今 俊一議員。

選挙が1月にあって、入所決定されるのが、次年度の入所決定ですよ、2月なんですよ。ついこの前、決まりました。その入所決定するまでに保育園の現場は、昨年12月に入ってからいろいろ新規で募集したり、継続の確認をしたり、いろいろな事務作業を2カ月ほどやってきて入所決定されるということです。

ただ、今日は3月の7日でしたっけ。この第2子以降の無料化って報道発表になったのが、今月になってからなんですよ。となれば、先ほど申し上げたように継続できる利用者の方はそのままいくんで無料化、4月からやるとなるんでその恩恵にあずかることができますが、新規で入所申し込みとなると、もう決定してしまっている。入所決定ができてしまっている。

こういう保育制度なり、いまの認定こども園の件もそうなんですけれども、なんか変化があるときはある程度の周知期間というもの、私は必要だと思えますよ。その周知期間もなく、こういう制度がスタートする。こういうことにどうお考えですか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

確かに議員申されていることは、大事なことかとは思いますが、しかも、今回の第2子からの保育料無料化は、この議会を通らないと決定しないわけでありますので、現場に混乱が生じることをこれは非常にあるかもしれません。ただ、私自身としては、今回の第2子からの無料化というのをぜひ4月から、年度当初からはじめたいという思いのもとに決定させて、皆さんのほうに今回予算議案として提示しておりますので、その辺のところを御理解、多少の混乱は生じるかもしれませんが、将来を見据えての上ということで、御理解をいただければというふうに思います。

○議長
○3番
(今 俊一議員)

3番、今 俊一議員。

もう少し時間があれば、ちょっとやりたいんですけれども、次の質問ありますので、とりあえずこの件に関してはここで終わります。

続いて、子育て支援課についてでございますが、市長はこの子育て支援課、保育園無料化も含めてですが、将来の投資で、我が平川市は子育てしやすい所、そしてまたそれが将来的に人口定住に結びついていくんだという将来展望のもとに、こういう施策を掲げてきたと思われませんが、そうすればですねもっとちょっとこう、あまり子育て支援課というのは抽象的す

ぎましてですね、そうすればこの部署はいま1係ですけれども、どのような部署をですね、いまある市役所の中でくっつけて、どういうふうな人員配置も、それから仮にそこには子育てに関する専門職の配置も含めて考えておられるのかどうか、お伺いいたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

子育て支援課の設置についてはですね、いま検討を重ねているところではありますが、支援課長1人。これは、いわゆるいままでの福祉課の中から分離して、子育て支援課単独で設置しています。子育て支援課長1人、課長補佐1人、支援係5人、プラス児童相談員。これらで子育て支援課をつくりたいということで、いま調整中であります。

担当業務につきましては、子育て支援係には児童福祉、母子福祉全般、保育所の運営、児童扶養手当等、従来のこども家庭係のこれは業務であります。それから、乳幼児医療給付事業、小児慢性特定疾患日常生活用具給付、未熟児養育医療費給付事業、これは健康推進課母子保健係からの移管になります。幼稚園就園奨励事業、これは平成27年度より窓口一本化により教育委員会から移管。平成26年度は、そのためのシステム構築などの準備を行います。それから子育て世代臨時特例給付金、これは平成26年度限りになると思います。それから児童相談員による、子どものあらゆる問題に対する相談支援。これは子育て支援係。もう一つ、課長補佐の役割として、庁内部局横断プロジェクト会議による職員レベルでの事業検討、これをやりたいと思います。それから市民の声を反映させた市民レベルの子育て推進会議。これは市長が座長、委員に団体代表、企業、子育てをしているお母さん方等を入れながら、この推進会議という事業を検討してまいりたいというふうに思っています。

主にですね、こういうふうな形で、子育てに関する窓口を一本化して、いまの若い子育て世代のお父さん、お母さん方が子育てがしやすい、あるいはまた、市役所に相談に来ても一つの所で対応できるような、そういう状況をつくってまいりたいというふうに考えています。

○議長

3番、今 俊一議員。

○3番

(今 俊一議員)

いまメモしてもちょっとわからないので、後でそういう詳しいのを私もいただけたらと思いますが、いま市長の答弁の中で庁内の横断的な少子化に対する会議のほうへ、一人の担当者を張りつけるとありますけれども、具体的にはいまもそういう少子化に対する庁内の横断的な、部署にとらわれず、そういう会議の場というのがあったかなと私は記憶しておりますが、どうでしょう。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長

(佐藤俊英)

はい、お答えいたします。

以前、プロジェクトチーム庁内で課に関係なく何部門かつくってございました。その中に、少子化対策のプロジェクトチームというものがございまして、それで過去いろいろ検討した経緯がございます。

ですので、今回それをまた復活してですね、課にとらわれない意見とかを集約する部署として行いたいということでございます。

○議長

3番、今 俊一議員。

○3番

(今 俊一議員)

私、何月議会だったかで、前に1回質問させていただいたことがあるんですけども、やっぱり少子化対策と称しましてですね、一部署にとらわれず、例えば定住人口を図るためには固定資産の減免とか、いろんな施策をなかで持っているわけですよ。そういうことを全部ひっくるめた課の創立が必要でないかなということ、前に1回提言で申し上げた経緯がございしますが、ぜひその支援課の中に私は現行の係、部署は私は一生懸命やっているといます。そこが悪くて新しくつくるんじゃないということではなくて、やっぱりそういう1部署にとらわれずに、この少子化というのは一人二人の専門的な考え方でなせる技でもないと思いますし、やっぱりそういう横断的なものをもっと全面的に出してですね、やっぱり各部署が持っている子育てに関わるもの、それから生活環境に関わるもの、教育に関わるもの、そういうものを全部統合した支援課にさせていただきたい。どうせつくるのであればですね、要求したいと思いますが、ちなみに県内では、他市町村ではそういう課を、セクションを設けてやっているところ、どごごありますか、ちょっと教えていただきたいといます。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

子育て支援課という形で、こういうふうな部署を設けている市というのは、県内では弘前市がございします。他県では、宮城県の利府町という町もやっております。ただ、全国的にここまでまとめてやるというのは、そんなに例がないのではないかなというふうに、私自身は認識しております。

今議員がいろいろ提言されてきたことというのは、私はいままでわからなかったわけでありまして、失礼ですが、でも、そのある意味では提言に沿った内容の子育て支援課ができるのではないかなというふうに、私自身は感じているところであります。

○議長

3番、今 俊一議員。

○3番

(今 俊一議員)

ぜひ、そういうふうにして進めていただければと思います。

時間も迫ってまいりましたので、最後のほうのですね広域医療体制についてちょっとまた質問させていただきます。

市長の考えは、その広域医療のほうへ参加するんだという確かな御意見をいま述べられました。となれば、その参加の仕方の方法でございします。昨年、消防が広域消防ということでスタートいたしましたけれども、そこで問題になったのが、広域で行政・事務事業進めるのは大変コスト、それからその他の面で有意義性があると理解しておりますが、他市町村と一緒にやっていく場合、一番の問題、ネックになるのはその参加の仕方だと思うんですよ。

例えば人口割りにするとか、いろんな財源の拠出の仕方、方法はいろいろあると思うんですが、市長は今回のこの広域医療……、恐らく弘前の市

立病院でしたか、恐らく将来建て替えるような話も聞いております。あそこが黒石病院と弘前病院、それからドクターの関係もございますけれども、そういういろいろな抱える医療体制の問題を集約して、その広域の中の市民サービスの向上をということで、自治体病院の再編成はなされていかなければならないだろうと思いますが、そのときに我が平川市の市民の方々の負担が増える、これは私はなるべく避けたいなと思っておりますが、そういう広域医療に参加するという明確な意思表示のなかで、どういうふうな財政負担のあり方が一番ベターなのかということでございますが、市長どうでしょう。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

財政負担についてのお問い合わせでございますが、今回この広域医療に関する検討会の中に参加をしていくという内容については、これから協議するというようなことでございます。ですから、まだ何も決まっております。

ただ、少なくとも人口が減少していくこの社会の中であって、私どもの平川市の地域住民の皆さんの安全・安心・命を守る、このことに関して特に2次救急、2次医療あたりはほとんど弘前、あるいは黒石病院等に御世話になっているわけでありますから、そういう協議の場にまずは出て、これからどういうふうな負担がでてくるのか、あるいはどういうふうな機能再編になっていくのか、まずはそこから始まらなきゃだめだというふうに思ってます。

ですから、まずは参加する。協議はこれからです。すべて多分新しいところから入っていくと思しますので、まだ何も決まっていないので、その財政負担とかそういうところに関してまでは、お答えできる状況にありません。

○議長

3番、今 俊一議員。

○3番

(今 俊一議員)

それは、現状がまだそこまでしか進んでいないということで理解いたします。

その上で、もう一つ私のほうからですが、そうだとすれば、これから物事が進んでいくと理解しますので、そうなる前にですね、向こうの例えば広域行政の中において、いろんなものが出てくる以前に、我が平川市としてはどういうような状況になっても想定しながら、この広域医療に対するプロジェクトチームとか、これは官民合わせてですよ。官民合わせたそういうチーム作業の設置を考えられないでしょうか、どうでしょう。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

プロジェクトチームの設置というようなことでございますが、これはもちろん最終的には、議会の皆さんの御理解をいただいた上で、さまざまなことが進んでいくわけでありますので、そういうことも考えられると思います。確かにこれからどういうふうな形で、圏域の8市町村が協議をしていって、どういうふうな問題が出てくるのかというのは、さまざまな形で

皆さんにも問いかけしなきゃなりませんし、また市民の皆さんにも御理解いただければならないというふうなことでありますので、プロジェクトチームが必要であれば、その設置もやぶさかでないかと思いますが、これは今後検討させていただきたいと思います。

○議長

3番、今 俊一議員。

○3番

(今 俊一議員)

ぜひそういうふうにして、もしそういう問題、それから必要性がでてきた場合にはですね、なんとかそういう方向でやっていただければと、私のほうからお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長

3番、今 俊一議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のため、13時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4席、18番、福士恵美子議員の一般質問を許します。

福士恵美子議員の一般質問の方法は一括質問方式です。

福士恵美子議員の登壇を許可します。

18番、福士恵美子議員登壇。

(福士恵美子議員登壇)

○18番

(福士恵美子議員)

今議会の一般質問の第4席目を承りました、社会民主党の福士恵美子でございます。先に通告をしております順次に質問をいたしますので、御答弁をよろしく願います。

最初の質問は、職員の再任用制度の運用についてお伺いいたします。

再任用制度の本来の目的としては、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が、段階的に60歳から65歳へと引き上げられたことに伴い、無収入期間が発生しないように行う制度だと理解しております。再任用制度については、もうすでに県職員や弘前市職員などでも導入されているところです。また、この制度を運用することで、職場での先輩から若い職員へ仕事のアドバイス等ができると思われれます。最近、近隣市町村でも導入のための検討をしているという声も聞いております。

我が平川市としても活用すべきと思いますが、平川市の考え方を市長にお伺いいたします。

次に、指定管理者制度についてお伺いいたします。

平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例が、平成18年1月1日より施行するというで制定されていますが、今回の議会でも多くの指定管理者制度に関わっての多くの議案の提案がなされております。

今回までの実績及び検証についてお伺いいたします。制度導入後、現在までに指定管理者を終了した施設はあるのかお伺いいたします。また、制度導入による財政的な効果はどのようになっていますでしょうかお伺い

いたします。

次に、今後の方向性についてお伺いいたします。私は文化センターの指定管理についてお伺いいたします。私はこのことについて、平成25年第2回定例会でも一般質問をいたしました。

平川市文化センターは、四つの施設からなる複合施設であります。

文化ホールについては、民間活力により利用率を高める方法もあろうかと思うところもありますが、子どもたちに生の演劇や音楽等の観賞する機会を与え、態度やマナーを学ぶ機会を与えてやりたい。弘前市まで行かなくとも、我がまちで体験をさせたい。という声が、文化センター開館につながったと思います。

中央公民館、郷土資料館、図書館はこれからの平川市の子どもたちの健全育成や、生涯学習、については子どもたちを育てる若いお父さん、お母さんたちに学習をする機会、場所を提供してやるべき大事な場所だと思えます。

ここ数日前から、数件の命を亡くされた悲しい事件が報道されております。少しのお金を手に入れようとするために、怖い事件が続いております。平川市からこういう事件が起こらないようにするためにも、生涯学習の拠点である施設は、民間委託になじまないのではないかと思います。市直営でしっかり運営すべきだと思います。

文化センターの指定管理者制度導入については、社会教育にも長年かかわってきた市長に、考え方を伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの一般質問を終わります。わかりやすい答弁をよろしく願いをいたします。

(福士恵美子議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

福士議員にお答えをいたします。

(長尾忠行)

職員の再任用制度の運用についてであります。

再任用制度につきましては、当市でも本年度から導入を検討し、制度の策定は既に終わっております。運用に関しましては、本年度退職者に対して個別に意向を伺ったところ、希望する方はおりませんでした。

今後は制度内容を職員の皆さんへ周知するとともに、新採用職員数との兼ね合いを考慮しつつ、退職した職員がその意欲と能力に応じ、長年培った経験を退職後も有効にいかせるよう、環境づくりに努めてまいりたいと思います。

次に、指定管理者制度についてであります。

指定管理者制度を導入している施設で指定管理が終了となった施設につきましては、施設の廃止によるものが2件、指定管理者の活動休止により指定管理を更新しなかったものが1件となっております。また、指定管理

者制度導入による財政効果につきましては、平成23年度から平成27年度までの5カ年で約8,600万円、うち人件費分で7,800万円が見込まれているものであります。

次に、今後の方向性についてであります。

文化センターの指定管理については、平成25年第2回定例会でも御質問があり、現在は平成27年4月を目標に作業を進めていると聞いております。議員も御承知のとおり、当市の文化センターは四つの施設からなる複合施設であります。部分的に指定管理を行っている文化施設もありますが、視察研修などいろいろ調査した結果、利用者、市民のことを考えると一つの団体、機関等に指定管理する方法を前提に、市役所内の関係部署で検討、協議を続けていると聞いております。

議員は、公民館や郷土資料館、図書館は、子どもたちの育成や生涯学習活動については民間委託になじまないとのことですが、近年、社会教育施設も指定管理へ移行し、市の社会教育行政と連携しながら効果を上げている他市の例もあります。また、市内には社会体育施設を指定管理し市と一体で事業を展開し、さまざまな効果を上げているNPO法人平川市体育協会の例もあります。

私も長年、社会教育に携わってまいりました。平川市の発展を考えた場合、社会教育は非常に重要だと常々感じております。施設の指定管理については、本当にこれがなじむのかどうか慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

(市長降壇)

○議長

18番、福士恵美子議員。

○18番

18番、福士です。

(福士恵美子議員)

1番の職員の再任用制度の運用についてですけれども、本年度からの導入を検討し、制度の策定も終わって、本年度退職者に対して希望者はなかったということですが、いつごろこの個別に意思を確認したのでしょうか。まずお聞きします。

○議長

総務部長。

○総務部長

(古川鉄美)

実は制度そのものがですね、平成25年の12月16日から制度ができておりました、実際対象者が11人いたわけですけれども、個別には1月からですね2月にかけて、希望を取っておりましたが先ほど市長が答弁したとおり、希望者はおりませんでした。以上です。

○議長

18番、福士恵美子議員。

○18番

(福士恵美子議員)

市長の答弁の中にですね、再任用の運用にあたって新採用の職員との兼ね合いですかありますので、という答弁でしたけれども、いま部長さんから聞きますと、もう既に新採用の人たちが決定したあとに意向を伺ったと解釈してもよろしいでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

今回は最初の再任用制度ということで、今回は新採用者数が決まっ

- (古川鉄美) ら。今回だけはたまたま、そのあとになりました。今後はですね、新採用の採用数を決めるその前にですね、その希望を取りたいと思っております。以上です。
- 議長 18番、福士恵美子議員。
- 18番 (福士恵美子議員) その時期的に今回、3月31日に退職する方に対しての聞き取り調査はちょっとずれている感じを受けましたし、今後、気をつけていただけるということですので、それはそれとしてお願いをしたいと思います。
- ちょっと職員の方に聞いてみますと、いま退職をしようとしている人たちには少し浸透しているようですけれども、実際意思を確認した時点で一番気になるのは、どういう方法で仕事をやっていけるのか。もちろん私の希望するのは、朝から晩まで。そういう制度が一番いいし、やはりいままで賃金をいただいている人たちがなくなるんですから、やはり賃金とか、それらをやっていくための、運用するための条件として一番気になることは、あまりわからないままに事情聴取をされたような雰囲気でおっしゃっている方がありましたので、それらもきちんとした形で決定になったならば、当然それらも合わせて職員に周知していかなければならないと思っておりますので、今後、それらについて周知していくための方法としては、どのようなことを考えておりますかお願いいたします。
- 議長 総務部長。
- 総務部長 (古川鉄美) 今回ははじめてでしたので我々も検討しまして、皆さんを呼んで制度について説明すればよいのか、それとも個別に説明するのかということで、ちょっと話し合いをしたんですが、今回は最初のことでもあるし、それぞれの対象者には詳細に説明したつもりですが、そこら辺はいろいろ誤解もなきにしもあらずなのかなということで、来年以降は対象者に限らず全職員に対して周知を呼びかけたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いします。
- 議長 18番、福士恵美子議員。
- 18番 (福士恵美子議員) いまの部長さんの答弁を聞いておりますと、来年からは聞き取りの調査の時期も考えていただけるし、それからお願いしたことがスムーズに進むような気がして安心しました。
- でも、目的は年金とつなげるための本来の目的でありますけれども、やはり私の記憶ではですね、職員が一人も採用されなかった時期というんですか、そういう期間もあったような気がします。いま頭の中で考えてもですね、いまの部長さんたちが退職したあと2年、3年と流れていく中で、本当に再任用者の経験を生かした人たちが、必要になってくる時期ってすのがあるだろうかなと思いますけれども、その辺について部長、気がついていることがあれば教えてください。
- 議長 総務部長。
- 総務部長 (古川鉄美) 確かに行政改革を実行したあたりは、何年も新採用を控えてまいりました。そういうことで格差があるんですが、私は一番問題になるのはですね、

例えば再任用を、例えば運転員とか用務員とか、そういう職種の方はすんなり再任用にのってなじむものだと思ってるんですが、なかなか一般職と言いますか特に管理職のあたりはですね、なかなかすんなりと再任用には応じないような、そういうまだ雰囲気があるものでして、その対策としてはどういう職種を見つけながらこれから制度を運用していくか、そこが一番問題になることだと思っています。

○議長

18番、福士恵美子議員。

○18番

(福士恵美子議員)

いま部長さんがおっしゃったように、いままでその課の最高の管理者であつた方がですよね、経験豊かだし、その能力をお願いをして、市政の発展のために頑張ってもらいたいという気持ちはあるにしても、その職種によってはいままで部下で仕事していた人たちと一緒に、まだその場に机を並べてやるということは非常に心理的には難しい部分もあると思います。

ですから、それらの不平・不安を取り除いてやるように、前もって数年前からでも退職者の年代に達する方々たちに、スムーズに受け入れられていくように、そしてそれが行政の事務的レベル、あるいはまた専門職のところではもっと違った採用の仕方もあると思いますので、それを十分御理解をしていただき職員に周知・徹底をしてくだされればよいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、指定管理者制度の問題ですけれども、実績を見ましてもやはり財政的には、目的にはそうでしょうけれども、財政的にはすごく大きな数字が動いているなといま感じております。特に、実績と検証については、結果的にこういう数字だなあとということ痛切に感じております。

それから今後の方向性については、平川市の体育協会で運用している社会運動施設という意味ですか、そういうところでは実績もあげておりますし、すごい黒字だなということも聞いておりますし、実際総会とかに行ってみればすごい数字も出ておるのは確認しておりますけれども、同じ指定管理をするにも、いましゃべった体育関係のNPO体育協会が指定管理者制度を受けてやっているそこいら辺と、この生涯学習の本当に拠点となる、身体を動かさないで、本当に平川市の心の教育と言いますか、そういうのに関してはちょっと言葉で言い表せませんが、雰囲氣的に違うものが私はあると思います。

そこで前にもお願いしましたがけれども、その辺についてですね、市長さんは社会教育の大事さ、それから市長選挙にあたってのパフレットの中に、元気なまちづくりプロジェクトチームのこの中でも、本当に生涯学習に関わってくるような重要な部分がたくさん私はこれを見ながら思いましたので、あえて今回も市長の考えはどうかということ聞いてみたいなあと思ったわけです。

私、最初に言ったように、文化センターのホールは……、いまあと残った三つですね郷土資料館、それから生涯学習課、それから公民館ですか、図書館もあります。これらは本当に元気なまちづくりプロジェクトの中に

当てはまってくるような部署がたくさん、部分がたくさんありますので、ぜひとも市長にそのことを十分に、心においてもらって、平川市の子どもたち、そしてそれを育てる若いお父さん、お母さんたち、そして長生きをしている私たち老人にも、ぜひとも生涯学習の拠点となる四つの部署というものは本当に慎重に考えていただいて、市民の幸せを考えていただきたい。安心・安全を考えていただきたい。

そういう思いで今回も質問をいたしました。いま一度、市長よろしくお願ひします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

指定管理者制度の導入が、いわゆる文化センターになじむか、なじまないかというのは、さまざまな御意見もあろうかとは思ひます。私自身も自分たちの地域をつくっていくなかにあつては、社会教育・生涯学習これは非常に大事だと思ひています。市民一人ひとりが主役の地域をつくるためにも、そういう意味では大事にしていきたいと思ひます。

同時に、いわゆる市で抱えているさまざまな施設を指定管理に移行する場合は、行・財政改革の一環としてはいままでもやってくるわけで、他町村の例を見た場合、それで成功しているところもあるということではありますが、もう少し私は検証する必要があるかなど。

私どもの文化センターが本当に指定管理になじむのかどうか、私自身ももう少し勉強させていただきながら、慎重に検討して今後、判断したいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

18番、福士恵美子議員の一般質問は終了いたしました。

次に、第5席、13番、齋藤律子議員の一般質問を許します。

齋藤律子議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

自席において齋藤律子議員の一般質問を許可します。

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

議長より一般質問の許可がありました、13番、日本共産党の齋藤律子です。

質問・答弁ともに1時間の時間枠の中、今回は4項目についてお尋ねをいたします。質問・答弁とも、1項目15分の時間配分を考えていますので、御協力をよろしくお願ひをいたします。美辞麗句もなく、無味乾燥な質問になるかと思ひますが、よろしくお願ひをいたします。

それでは、通告に沿って一般質問を行います。

まず、最初の質問は、2014年実施の市長選挙についてお尋ねをいたします。一つ目は、公職選挙法違反の疑いによる逮捕事件について市長の見解を問う。このことで質問をいたします。

今年、1月26日に投開票が行われた平川市長選挙で、公職選挙法違反の疑いにより、2月19日、5人の市議会議員が逮捕されました。市民からは、「恥ずかしい、あきれた、情けない、信じられない、裏切られた、市民としてみじめである、議会は市民に迷惑をかけている」、こうした声が寄せら

れました。返す言葉もありません。そうこうしているうちに、2月27日、市議会議員とは別に新たに1名、公職選挙法違反の容疑で逮捕者がで、市長選挙に関わる逮捕者は6人になりました。

この事件でとりわけ、市議会の失われた信頼は大きく、市民との溝は深まるばかりで、このままでは市民の付託に応えることは到底できないと、平川市議会の一員として思っている次第です。二度とこうした事件を起こさないために、また、市民の信頼回復のためには議会や議員の役割を再認識し、積極的に、かつ、早急に議会改革に取り組まなければと痛感しています。

公職選挙法違反の疑いが、テレビ・新聞等でたびたび報じられ、このことに関して市長も見解を何度も問われ、そのコメントをテレビや新聞等で拝見をしましたが、あれから17日間経過をしました。改めてこの事件についてどのように思っているのか、現在の市長の見解をお伺いいたします。答弁をお願いいたします。

二つ目は、再発防止策について質問をします。

今回の公職選挙法違反の疑いによる市議会議員の逮捕事件は、市民に大きな衝撃と失望を与えました。再発防止については、選挙人及び被選挙人がお互いに公職選挙法を理解し、遵守するより方法はないわけですが、一方で金銭・物品等の供与は罪になるが、供与を受けることは罪に問われない等、まちがった認識をもっている人たちもたくさんいることを知りました。金銭・物品等の供与を受けることや求めること、供応接待、酒食、酒などですが、供応接待の申し込みや約束をすること等も罪になることを選挙人及び被選挙人に対し、選挙管理委員会は正しい情報を提供し、二度とテレビ・新聞等マスコミをにぎわすことのないように、周知に努めてもらいたいと思います。

選挙管理委員会としては今後の周知活動に対し、どのような考えをお持ちなのか、選挙管理委員会委員長、答弁をお願いいたします。

市長、自席で答弁願います。

齋藤律子議員にお答えをいたします。

先の臨時議会でも申し上げました、今回の市長選挙で5名の市議会議員が公職選挙法で逮捕されました。また、先週も関係者が逮捕されたというニュースを聞いております。このことについては、市民の皆様が大変御心配をおかけしておりますことに、市長としても改めてお詫びを申し上げます。

ただ、市民の皆さんにお詫びはするとともに、市政の停滞、あるいは行政サービス等に支障がないように、これからも議会の皆様と協議を重ねながら、市政運営に努めてまいらなければならないと思っております。何よりも市政運営に遅滞がないように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

選挙管理委員会会長。

○議長
○市長
(長尾忠行)

○議長

○選挙管理委員会
委員長（内山久人）

質問にお答えいたします。

去る1月26日執行の平川市長選挙において、公職選挙法違反の疑いで5人の市議会議員が逮捕されたことは、まことに遺憾に堪えないところであります。

選挙管理委員会も周知に努めてもらいたいとのことでありますが、選挙管理委員会としましても、選挙に際して必要と認める事項を周知する責務がありますので、選挙違反の防止に関することにつきましても周知に努めたいと考えております。

なお、周知の内容については、議員御指摘の金銭・物品等の供与を受けることや求めること、供応接待の申し込みや約束をすること等のほかにも、公職選挙法上、選挙人及び被選挙人が守らなければならない規制がさまざまあります。

したがいまして、選挙違反を防止し、明るく正しい選挙の実現に向けて、周知の方法、内容等について検討し、平川市明るい選挙推進協議会の協力も得ながら対応したいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長

先ほど選挙管理委員会会長と言いましたが、選挙管理委員会委員長の間違いでしたので訂正をお願いいたします。

13番、齋藤律子議員。

○13番
（齋藤律子議員）

選挙管理委員会の委員長の御答弁をいただきまして、今後、ぜひ二度とこういうことがないように周知の徹底をお願いしたいと思います。

今回、私に取り上げたのは、買収罪、公選法の221条です。しかし、公選法にはたくさんあるわけで、関連するところとしては235条の虚偽事項の公表罪。当選を得させまたは当選させない目的で、候補者または候補者になろうとするものについて虚偽の事項を公表し、またはゆがめて公表したとき。こういうことも関連する事項がたくさんありますので、ぜひこういうことも機会をとらえて、市民の皆さん、そして選挙に立候補する方、こういう方にもぜひこれからも周知のほどをお願いしたいと思います。

それでは2番目の質問に移ります。

2番目は、長尾市長の公約について。女性が元気について質問をします。一つ目は女性が変われば地域が変わるについてお尋ねいたします。市長は、元気なまちづくりプロジェクト10の公約の4番目に、「女性が元気」を掲げ、加工商品開発やグリーンツーリズム関連の活動など、農村女性のさまざまな企業活動を支援し女性の活躍の場の拡大、また、各種委員への登用はもとより文化活動やスポーツ活動など、あらゆる分野への女性の参画を促進すると述べています。

市長の公約・女性が元気については、男女共同参画社会が提起され平川市としてもはじめて女性施策にスポットがあたったことととらえています。一人の女性議員としても高い関心とともに、期待をしているところです。

しかし、女性の社会進出の歴史は浅く、学問を受けることも職業の選択も自己決定するままならない時代が長く続いてきた歴史があります。家長

制度の中では女性の人権はないに等しく、女性の参政権は昭和21年に獲得していることからみても戦後のできごとであります。

長い女性教育歴史の中で、女性は親に従い・夫に従い・子に従えで、家庭・職場・地域社会の中ではまだまだ不利な状況を抱えている場合が多く、女性が変わる条件は現在も厳しい状況下にあると考えています。女性が変わるということにあたっては、多くの課題や問題が山積みで私の印象では「女性が変われば」という表現は、女性だけが変わることを要求されているように思われてなりません。

市長は、女性が変わることにより地域がどのように変化することを目指しているのか、また、地域が変わるために女性に対して市長はどのような変化を求めているのか、市長の考えをお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

二つ目は、女性が元気になれる地域づくりについてお伺いします。

平成26年1月13日の平川市の未来を考える公開討論会で、加工所で働く女性のことや、6次産業の提案、女性が元気になれる平川市を目指すなど、話されていました。

女性による起業や、6次産業で活躍している女性のことを指していると思われませんが、女性が元気になれる地域づくりに係わる具体的な方策について、市長はどのようなことを考えているのかお知らせください。

また、女性が起業したり、6次産業の分野に挑戦しようとするとき、男性に比べて経済的に弱い状況にあり、市としても地域で頑張る女性への支援が必要ではないかと考えています。今後の支援をどのように考えているのか、このことについてもお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

市長。

女性が元気についてであります。私はいま齋藤議員がおっしゃいましたように、決して女性だけが変わってほしいということで申し上げているわけではありません。もちろん、男性が女性の変化することを理解したり、男性自身もまた、変わらなければ、女性が変わっていかないという部分もあるかと思えます。

いずれにいたしましても、これからの社会構成の中で、女性が積極的に参加していくことが求められる時代ではないかなというふうに感じております。先ほど、齋藤議員がおっしゃられましたが、儒教的な考え方の影響もあるかもしれませんが、ずっと長く男尊女卑的な考え方が続いてまいりました。その中であって、やはりいまこそ女性がより一層積極的に自立しながら社会参画していく時代ではないかなというふうと考えて、そういうふうな発言をさせていただきました。

婦人会や各女性団体の方々の活動が一層活発になることにより、地域が元気になるのではと考え、また、さらなる女性の地域社会への参画を促進していきたいという意味もあり、選挙公約に女性が元気というようなこと

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

るを掲げたわけであります。

先ほどお話がありましたように、男女共同参画社会の推進がずっと続いてきておりますが、どうしても男性は仕事、女性は家庭に代表される固定的な性別役割分担意識が、依然として根強く残っております。そのことにより、女性がさまざまな分野で活動するにあたって障害となっていることもあると思われまますので、女性が地域社会へ参画するにあたり、男性の意識改革、理解、協力が必要不可欠と考えております。

平川市の人口の半分以上、約1万7千人以上が女性であります。今後の地域の活性化には、女性の方々の能力や労働力は必要不可欠なものでありますし、さまざまな分野で活躍する女性が増えるような方策を、これから検討してまいりたいというふうに思っています。

また、現在の多様な家庭形態や生活様式に対応するため、市の政策、方針決定の場や、それぞれの地域における意思決定の場において、多様な視点を必要としておると考えることから、それらの輪にも女性が自ら進んで参画していただきたいと考えておりますので、今後も各分野における女性の参画を推進してまいりたいと思います。

次に、女性が元気になる地域づくりに関わる具体的な方策ということではありますが、平川市の男女共同参画推進プランの基本理念は、互いに認め、支えあう男女。男女と書いて、「ひと」と読ませるようではありますが、男女がきらめく平川市であります。

職場・家庭・地域における男女共同参画の実現や、政策方針決定過程への女性参画ができるような人材の養成が求められていると思っております。

公開討論会で私が申し上げましたことは、地域で加工食品等を製造・販売している元気な女性の皆さんを見て、地域で頑張る女性の支援ができないものかと考えたことによるものであります。加工商品開発・販売や農家レストラン、農家民宿など、農村女性の起業・活動の支援をすることにより、地域の活性化につながると考えたものであります。

また、近年、婦人会等の団体活動に参加する女性が少なくなっているというふうに聞いております。地域課題に対して、女性の視点も取り入れながら解決を図っていくためにも、積極的な女性の皆さんの社会参画を促してまいりたいとうふうに考えております。

審議会委員への女性の参画や、あるいは女性職員の積極的な登用も考えてまいりますし、企業や各種団体等における女性参画の推進、要請もしてまいりたいと考えております。また、女性の多様な参画を可能にする環境をどういうふうにしたら醸成していけるのか、そのことも議論を重ねてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、いまかなり、かなりと言いますか、女性が社会参加で、例えば研究分野等でも積極的にいい成果を残している方々、全国を見ますとさまざまな文学においても、さまざまな分野に女性が活躍しておられます。私ども平川市の中あっても、女性がより積極的にいろいろな

形で参加できるような、そういうシステムをつくり上げていきたいなというふうに思いますし。ただ、女性だからと言って登用したりするんじゃないくて、同じ目線でと言いますか、男性と同じ目線の中で女性の方を参画していけるような、そういうふうなことでなければいけないのかなというふうに考えてます。以上です。

○議長

○13番

(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

この女性が元気についてということに対しては、かなり広い分野のまず問題、テーマがありますので一概には言えないんですが、私は今回、公約に掲げていたことに対して、大変注目をしているし感謝をしております。ぜひ、私たち女性議員も3人おりますが、頑張って女性の力が発揮できる分野を開拓したいなと思っています。

ただ、これは平川市ではできないことで、やっぱりこの法整備も必要です。それから各家庭でも違います。それから地域性もあります。都会と地方の町とかは、また違ってくるわけです。そういうことからして、じゃあ平川市は何からできるかと考えた場合、これからということでもありますので、そう簡単には答えがでてこないわけですが、やっぱりいま活躍している方たちは仕事も、子育ても、家事労働も、まあ頑張っこなしてきている方が多いです。

しかし、市長もおっしゃいましたが、男性の意識改革も必要だということでお尋ねするわけですが、市長は男性ですので、男性としては女性を応援する場合、男性のどこが変わらなければいけないと感じていますか。お知らせください。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

男性のどこがと言いますと、やっぱり意識改革だと思うんですね。やはりある意味では、男性自身が女性の立場に立って、女性の方を思いやる気持ちを持つことによって、意識そのものが変わっていくのではないかなというふうに思います。

ただ、これは、一朝一夕にできることではないことではあると思います。それから、教育的な見地からも長いスパンの中で、男性の意識が変えられる……、女性に対して女性の立場で物事を考えることができるような、そういうふうな教育、あるいは学校教育もちろんそうではありますが、家庭教育、社会教育の中で培われるものでないかなというふうに思います。

そのことと、もう一つ。女性の社会参画の中であって、いま農業員会にも3名の女性の方が入っています。これは、団体の推薦かなにかで入っていると思いますが、私はこういう人たちが、この中で経験することによって、ぜひとも次は選挙に手を挙げて出てくれるような、そういうことも大事なのかなと思います。

また、議員の皆さんも、平川市は20名の中で3名、15%が女性議員です。これは、比率としてはかなり高いほうではないかなと思いますし、やはり市民の代表として出てくる場合の中にあっても、より女性の方が多く立候

補されて、いろんな意味で活躍されることを私は期待しておりますし、望んでおります。以上です。

それから、6次産業につきましては、担当部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

議員に確認しますが、6次産業化について御質問されましたよね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○経済部長
(奈良 進)

ちゃんと聞いてなかったものですから、申しわけございません。

齋藤律子議員がおっしゃる6次産業化とは、農家の女性グループ等が自らが生産された農産物、生産することが1次産業ですから、その農産物を加工して販売効率を考えた販売をされて、それを通じて女性グループが元気になろうと。というふうなことであろうと推察いたしますが、今年度までは、平川市には市単独の補助事業で地域経済活性化事業というのがありました。議員もご存じのとおり、100万円を限度に4分の3をいろんな取り組み、生業を起こすとか、それから新製品・特産品を開発する場合に、それらに取り組む事業者様やグループに……、助成する制度であります、それらの制度を実施してまいりました。

しかし、ここ1、2年、この事業に対して応募する各種団体や事業者があまり多くない状況にあります。今後は、女性の元気を支援して、女性の起業、生業を起こすことですね、それらやら事業化することに対しても対応できるような助成内容を新しい視点で制度化して、県と連携しながら、市民団体が事業の健全性をチェックしながらですね、市民の団体の皆さんが自発的な取り組みをできるような制度をつくって、そういうふうな方法で支援したいなど。そのように考えております。以上です。

○議長
○13番
(齋藤律子議員)

13番、齋藤律子議員。

なかなかこの男性の意識改革、思いやることが大事ではないかと市長がおっしゃいました。これは大変ありがたいことなんですが、常日ごろ、女性が感じているのは、あまり無理しないで早く休みなさい、そういう思いやる言葉はいただいているんですが、私たちはやっぱりそれだけでは足りないんです。

思いやる言葉だけでなく、男性も行動してほしいんです。家事でも、お皿を洗ったり、食事をつくったり。ときには洗濯をすることも。それは女性を思いやって、ここからいろいろ声が聞こえておりますが、多くの女性はこれ私だけじゃないんです。私は、家族が大体そういうことは夫から子どもまで、そういうことができっております。これも長い年月かかって実現しておりますが、そういうことからして多くの女性が集まった場所では、やっぱり言葉だけでなく行動として提起してほしい。こういうことを言っているわけです。

これもあまり聞くとあれですが、男性議員の場合はやっぱり大変こう内

助の功があると思います。そういうことで、市長も長い間、議員生活をしてきた方ですので、やっぱりこういう家事労働とかそういうことに対してはどうですか。一つでも実行しているところがあるのでしょうか。それをお知らせください。

そしてもう一つ、議席のほうから随分……、市長は笑っていますが、声が出ていますが、それはあとでまた。部長にお尋ねいたします。今回の議会に、一般会計の補正予算で先ほど奈良部長がおっしゃいました地域経済活性化事業、このことが600万円減額になっております。

こういう予算は、やはり……、金額はこれが適正だとか言いませんけれども、あったほうが女性グループがいざ起業するとき本当に役立つのではないかと思います。そういうことからして、県と連携してということでもありますので、ぜひ今後ともこういう支援策を講じていただきたいと思っております。具体的には、どのようになるのか。本年度は復活するのかしないのか。経済部長にはお答えをお願いします。先に市長からお願いいたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

私自身が家事をするのかどうかということではありますが、私も結婚が29歳と遅くて、独身生活が長かったものですから、決してお皿を洗ったり、洗濯をするのは苦にはなりません。

うちはいま、家内と息子の3大家族ですので、家内が泊まっていないときもあります。そういうときは食べたあとのお皿を洗ったり、そういうことは普通にやっています。

だからといって、いつもやるわけではありません。どうしても家内がいると、そういうものは任せてしまいますけれど。いないときはそういうふうになっている。ということの部分でしかまだいきませんので、これからも注意して、一生懸命お互いに助け合うようにしていきたいと思っております。以上です。

○議長

経済部長。

○経済部長

(奈良 進)

いままだ3月、25年度でありますので、この補助事業、いろんな事業みんなそうなんです、1の年度で1の年度を締めくくるというふうなことで進んでおりますので、3月の末までにできる事業というふうなことで、この地域経済活性化補助金の補助要綱につきましては、おおむね10月の末、もしくは11月までにですね、補助の計画をこちらのほうに上げていただいて、それでいろいろ熟度を高めていただいたあとに事業を実施してもらおうと。3月の末までに事業を実施してもらおうというふうなことでやってきたものですから、そのような実態に伴わないものは600万あって、それを落としただけの話です。全部が否定されたということではないですから。そういうふうな意味での600万円の減額であります。以上です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

それでは3番目の質問に移ります。

(齋藤律子議員)

○議長

13番、齋藤律子議員にお知らせいたします。
休憩いたします。
14時10分まで、休憩いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番、齋藤律子議員。

○13番

3番目の質問に移ります。

(齋藤律子議員)

3番目の質問は、全国学力テストについて。学校別結果の公表についてお尋ねをいたします。

文部科学省は昨年の11月29日に、平成26年度全国学力学習状況調査に関する実施要領を発表しました。発表となった新実施要領によると、一定の条件は付けてあるものの、都道府県教育委員会による市町村名や学校名、市町村教育委員会による学校名を公表することを可能にしています。

平成25年度までは調査結果の公表については、都道府県教育委員会では、市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこと。市町村名、学校名が明らかとならない方法で公表することは可能であるとなっており、市町村教育委員会も学校名を明らかにした公表は行わないとなっています。

平成26年度からは都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の同意を得た場合は、市町村名または学校名を明らかにした公表は可能。市町村教育委員会も別に定められた一定の条件に基づいた公表は可能で、学校名を明らかにした公表を行う場合、教育上の影響等を踏まえ必要性について慎重に判断するとなっています。

そこで教育長にお尋ねをいたします。過去において、得点競争の弊害など指摘をされた学力テストですが、学校別結果の公表が可能となったことに対し、平川市教育委員会ではどのような見解をお持ちになっているのかお知らせください。教育長、答弁をお願いいたします。

○議長

教育長、自席で答弁願います。

○教育長

(柴田正人)

齋藤律子議員の御質問、学校別結果の公表についてお答えを申し上げます。

これまで本市においては、全国学力・学習状況調査の結果を広報ひらかわ及びホームページにおいて、全国平均点・青森県平均点・平川市平均点及び生活習慣や学習環境に関する調査結果と、分析結果の概要を公表してきました。

今回、国の通知では、学校名を明らかにすることができるということが可能となりましたけれども、教育委員会としては現在のところ、市内各小中学校の序列化や過度な競争が生じることへの懸念から、これまでと同様

- 議長
- 13番
(齋藤律子議員)

な結果の公表を継続し、学校名を明らかにした公表はしないこととしております。以上でございます。

13番、齋藤律子議員。

先日の県議会でもこの問題が取り上げられて、県のほうではこれから各市町村教育委員会の意向を尊重すると答えておりますので、ぜひそのように、いま答弁なさったようによろしくお願ひしたいと思います。

学力テストは1956年からはじまったと聞いております。そのときは、全部が参加するのでもなかったようですが、1961年に中学2年生を加えた上で中学生を全員参加へ切り替えたという新聞の記事から知りました。

ちょうどこの時期、私もこの学力テストを受けたことになりまして。いまそれが鮮明に思い出されているんですが、先生が生徒を集めまして、とにかくわからない問題もたくさん出ると思う。しかし、わからない問題にはかまわないで、そしてわかる問題を確実に解く。あやふやな問題は時間があつたら挑戦する。こういうことを言われました。そのことが鮮明にいまも思い出されるんですが、やっぱり過度な競争とか市内の学校の序列化など、こういうことを懸念している教育委員会の判断には、大変いいのではないかと考えているので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、4番目の質問に移ります。

4番目の質問は、尾上地区中佐渡にある廃止になったごみの旧処分場について質問をします。一つ目は、安全性についてお尋ねをいたします。

尾上地区中佐渡にあるごみの旧処分場だった場所は、旧尾上町が最終処分場として昭和48年4月1日に埋め立て開始をし、平成10年10月31日にごみの搬入を終了し、処分場は閉鎖となりました。

当時はダイオキシン類や水質検査等に異常がなければ、2年後処分場は廃止をするとの説明でしたが、ガスが高濃度で発生したり、水質検査等にも多少問題があつたため2年後の廃止には至らず、平成24年9月25日に県から廃止の通知があるまで閉鎖の状態でした。そして廃止から最近まで最終処分場跡地指定を受けていた場所です。

最近、今年に入り2社の名前入りの木質バイオマス発電事業予定地の看板が設置され、新聞紙上マスコミ等の報道でも御承知のように木質バイオマス発電事業に関わる貯木場予定地となり、平川市が看板に記載の会社に貯木場として貸付を行ったと伺っています。

質問のこの地は過去に、し尿処理から生ごみ、産業廃棄物なんでもと言ってよいほど埋められた場所です。平成3年の台風19号のときは、被災した家屋や倒木などを集め、多量のごみに覆土をし煙や火が出ないように、いわゆる炭焼きのやり方で焼却処分をした場所でもあります。

こうしたやり方は、ダイオキシン類の濃度が一番高く発生すると言われております。目視では平地に見える場所ですが、地域の高齢の方たちの証言では急なすり鉢状の土地で、子どもころよく竹スキーを滑って遊んだ場所と聞いています。地形としても川の流れがあつた場所で、水脈はいまも

○議長
○市長
(長尾忠行)

底に残っていると日本科学者会議の会員から聞いております。すぐ近くには引座川が流れ、地中では化学反応等何が起こっているか不明な上、有害物質による環境汚染や発火、ガスの発生、地震、水害や豪雨によるごみを含んだ土砂の流出など懸念をするところです。

この場所の貸付にあたっては、県と十分な協議を重ねた上で決定したということではありますが、周囲の環境に影響を及ぼさないように今後の安全性は保たれることができるのか、お知らせをください。科学的見解になるかとは思いますが、市長、答弁をお願いいたします。

二つ目として、この用地の貸付要件、貸付金額、貸付期間などについてもお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

市長。

齋藤議員の御質問にお答えをいたします。

尾上最終処分場の安全性につきましての御質問であります、この処分場は平成10年10月で搬入終了の届出を県に提出しております。

処分場廃止に向けて、定期的に水質検査等を実施し経過を見てきたところ、すべての検査項目で基準値をクリアし、平成24年9月25日に最終処分場が廃止となっております。

このたび、最終処分場跡地に、津軽バイオチップ株式会社がバイオマス発電事業を実施するために、バイオマスの燃料となる木材を置く貯木場として造成される計画となっております。

事業者からの詳細内容の説明によると、貯木場の地盤改良を行い、造成面はアスファルト舗装が行われることになっており、また、載荷重量について、地盤改良に伴う重量、貯木の重量を合算しても、1平方メートル当たりの基準値は約2トン以下となっていることから、県環境政策課と打合せを行い、環境省の「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン中の、事前に届出を要しない土地の形質の変更」の範囲内で、軽易な行為となり、事前に協議が不要な事案に該当するものと確認されております。ちなみに貯木量は、およそ2,300トンと推計されます。

造成面を舗装施工することによって、水の浸水を防ぐとともに、周辺施設の整備を行うことにより、通常業務においては、十分な安全が保てるものと考えられます。

市としても、運営状況を注視していくとともに、現計画からの変更等があった場合は、県の指導を受けながら、その都度協議していくこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、貸付け要件についてであります。

尾上最終処分場の貸付については、青森県と協議の上、平川市中佐渡上石田43の1ほか17筆で11,635平方メートルを、津軽バイオチップ株式会社と平成25年8月19日付けで土地賃貸借契約を締結しております。

貸付用途については、チップ製造用木材貯木場の敷地の用に供することとなっております。貸付金額は、平成25年度分が13,000円で、平成26年度

以降は25,900円となっており、貸付期間は、平成25年10月1日から平成29年3月31日までとなっております。以上です。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

一応、県との協議の中でも問題がないということで、それを信じるしかないんですが、やはり昨今、豪雨とかそれから引座川もすぐ近くにあって、改修される予定だそうですが、氾濫をしたりしております。

そういうことで、この周りに対してどのようなことが起きていくのか、予測ができないので、そこが一番心配をするところではありますが、市長が周辺の整備をすると。水の浸水を防ぐこともして、周辺の整備をするということで、地盤の改良、アスファルトを敷くということもおっしゃいました。ちょっとそこいら辺がどういうことになるのか、その地盤の改良ということはごみの中に全部混じっているわけです。埋め立てているので、私もそこを閉鎖されてから覆土するときは、ずっとそこを見てまいりました。写真もここに撮ってあります。そういうことでごみが混じっているわけですから、溶けるものもあればそのままずっと残っているものもあって、やっぱり軟弱な地盤だと思うんですが、その科学的にちょっといまの御説明だと信じるしかないんですが、どういうことを具体的にするのか、伺っているのかどうか、もしわかれば担当部でもよろしいですのでお願いいたします。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長

お答えいたします。

(佐藤俊英)

科学的な対応とはちょっと言葉がどうかと思うんですが、いわゆる土壌の改良。これはまずですね下層部分、これを40センチまずとって、多分、これはですね40センチ足して攪拌するかと思います。それからさらにその上に、20センチ路盤を1層重ねます。それからさらにその上に、もう1層15センチ土壌をまた入れて固めます。そしてさらにその上に、5センチの舗装をするということでございます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

すると20センチ掘って、その下はかまわないわけですね。かなりこうすり鉢状、かなりのすり鉢状になっています。それで20センチ掘って……、40センチ取っていろいろやるわけですが、それでよいのかと。専門家からの指導もあってそうしたのだらうと思いますが、そこいら辺は何かあってからでは困りますから、もう一度どういうふうに聞いているのか、わかっていたらお知らせください。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長

こちらは一応県のほうとかも協議いたしまして、先ほど一番最初の40センチと言いました部分については、購入土も混ぜて40センチということですから20センチ、15センチ、5センチということで、これで一応県のほうと。

(佐藤俊英)

先ほど、市長の答弁の中にもありました軽易な変更ということで、協議

はいらないということですが、一応県のほうとはちゃんと工事の方法等をもって行って、よろしいんじゃないんですかというふうな。ただ、軽易な変更で許可がいらないので、県から許可証がくるとか、そういうような形のものはお出しておりませんが、協議をした結果でございます。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

それから、貯木場は2,300トン積むということですが、これは2,300トンというのはどういうふうな量り方をするのですか。ちょっと想像がつかないのですが、もしわかっていたらお知らせください。それ以上、積んではならないということですよ。お願いいたします。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長

(佐藤俊英)

ちょっとそこいら辺のはっきりした確認方法は、ちょっとわかりませんが、いわゆる搬入口にもってきた量を量って、そして置くのは県の指導ではトータルで1箇所は何トン積むことではなくて、市長の答弁にもありましたとおり1平米あたり2トンという、ちょっとこう分散した形で置くというふうな指導を受けてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

それでは、私の一般質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長

13番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次にお諮りします。

会期日程表のとおり、10日、11日、12日の3日間は、予算特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、10日から12日の3日間は、本会議を休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、13日、午前10時開議としますので、よろしくお願いたします。

なお、予算特別委員会においては、慎重に審査くださるようお願いいたします。

本日はこれをもって散会します。

午後2時31分 散会

